沖縄県畜産物輸出促進プロモーション映像等制作業務企画提案仕様書

１. 目的

　　沖縄県及び沖縄県畜産物輸出促進協議会（以下「協議会」という。）では東南アジア圏

　を中心に沖縄県産畜産物の輸出促進に取り組んでいる。平成29年度、本協議会では「県

　産農林水産物輸出力強化事業（畜産）」を活用し、沖縄県産畜産物の認知度向上と輸出量

　増加を図るため、映像等の作成を行う。

２．納品期限

　　平成２９年１０月２０日(金)

３. 金額

　　委託費：522万円（消費税及び地方消費税を含む） 以内

４.納品場所

　　協議会 （（公財）沖縄県畜産振興公社内）

５. 業務内容

（１）映像制作

　① 内容

　　　映像は、本事業の目的を果たすため、沖縄のイベントや風景などの基本的情報と、沖

　　縄県産畜産物の「新鮮・安全・安心」性が十分に視聴者に伝わるような動画を作成し、

　　長期間使用できるような内容とすること。

（ア）収録内容は、別添コンテンツを参考にすること。

（イ）１）～５）は必掲。６）～１０）は参考。使用は自由選択。

（ウ）映像は本編３～４分とすること。

（エ）各シーンのキャプションを入れること。

（オ）１）の畜産の飼養状況や、２）～５）の「新鮮・安全・安心」については、説明を入

　　　れる。

（カ）言語は、英語、中国語（繁体字）、日本語それぞれで制作する。

（キ）地域の特性や映像の内容にあった音楽を使用すること。ただし、音楽はオリジナルか

　　　フリー音源を活用し、著作権法上問題の発生しないものとする。

　② ターゲットイメージ

　　東南アジア圏（香港、ベトナム、シンガポールなど）のデパート、スーパーマーケット

　等の利用客を想定する。

　③ 活用シーン

 　　海外デパート、スーパーマーケット等で行う県産畜産物の販売促進活動で利用。

　④ 撮影方法等

　　（ア）フルＨＤ方式以上による撮影を基本とする。

　　（イ）企画、撮影許可申請、撮影、編集等、本事業に係る作業の全てを行うこと。

　⑤その他

　　より効果的と思われる内容があれば、その構成案を示すこと。

（２）ブランドブックの制作

　　①映像の撮影と合わせて、静止画の撮影を行うこと。

　　②映像の静止画を活用して、JPEG方式でブランドブックを制作する。

　　③英語、中国語（繁体字）、日本語３言語別に制作。

　　④３０ページ以内。

⑤ブランドブックは、海外での販促活動で活用。

（３）その他

　　　沖縄県畜産物をPRするアイディア（ロゴマーク等）を提供すること。

　　　映像、ブランドブック、のぼり、法被にも活用する。

（４）沖縄県産畜産物宣伝用チラシの作成

　　　「６の（１）及び（２）」にリンクできるQRコードを印刷し、「沖縄県産畜産物」をアピールするように、映像やブランドブック、ロゴマークなど活用して作成する。

６．成果物

（１）映像

　①フルHD画質またはそれ以上の画質のマスターデータ２点

　②動画共有サイト（ユーチューブ等）への投稿・再生に最適なサイズ・フォーマットに

　　したデータ 1点

　③撮影した映像素材 1点

（２）ブランドブック

　①「５（２）の画像」データ一式

　　　ファイル形式はJPEG形式とする。

　② （公財）沖縄県畜産振興公社HP上に掲載できること。

（３）沖縄県産畜産物宣伝用チラシ

　①A４版　2,000部（英語1,000部、中国語（繁体字）1,000部）

　②チラシのマスターデータ一式（ファイル形式はパワーポイント、ワードなど編集可能な

　　データで提供）

（４）「６の（１）、（２）、（３）」の記録媒体はハードディスクとする。

（５）業務完了報告書２部

（６）その他、本業務に付随する資料で協議会から求められたもの

７．著作権・特許等

（１）受託者が本委託業務により取得した著作物（取得した著作物の本質的特徴を直接感

　　得できる著作物全てを含むものとする）に関する著作権（著作権法第27条及び第28

　　条に定める権利を含む）は、全て協議会に譲渡する。

（２）本契約締結後に、受託者が本委託業務により創作した著作物に関するすべての著作権

　（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、受託者が従前より保有する著

　　作物の著作権を除き、当該著作物納入時に協議会に移転する。また、移転の対価は委託

　　料に含まれるものとする。

（３）受託者は本委託業務により創作した著作物に関する著作者人格権を行使しないもの

　　とする。

（４）受託者は、協議会に対し、上記(1）の著作物が第三者の著作権を含む全ての知的財産

　　権を侵害していないことを保証する。

（５）受託者は、本委託業務に係る著作物を第三者が創作する場合、その著作物の著作権が

　　発生する前に、知的財産権の取扱いについて、第三者との間で上記(1)~(4)と同様の取り

　　決めを書面で行う。

８. 情報管理

　　個人情報に関する法律、条例等の規定を遵守するとともに、細心の注意をもって情報の

　管理にあたるものとし、契約書に別記する「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければな

　らない。

９. 瑕疵担保責任

　　納品後から1年間は瑕疵や不具合について無償で修正し、又はこれを取り替える責任

　を負うこと。

１０．提案にあたっての留意事項

（１）１事業者（複数の事業体で実施する場合は１企業共同体）あたり１提案とする。

（２）本委託業務の遂行に当たっては、条例及び規則関係法令を遵守すること。

（３）本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の

　　仕様書とは異なる場合がある。

（４）本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更

　　することがある。

（５）契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施

　　することを保証するものではない。

（６）本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度協議会と協議のうえ処理すること。